

京丹波町本庁舎交流ラウンジカフェスペース運営業務事業者 募集及び選定要領

1 募集について

(1) 募集内容

「京丹波町本庁舎交流ラウンジカフェスペース運営業務要求水準書」の要件を満たす交流ラウンジカフェスペース運営業者 1社

(2) 告知方法

京丹波町HP及び京丹波町安心アプリにて告知

(3) 提出書類

① 提案書 A4自由様式とする。記載例を参考にすること

(必須記載事項：提案者連絡先、提案者概要・実績等、業務計画（運営方針、資金計画、売上及び運営経費、提供メニュー等）)

② 資料 提案書に添付する資料がある場合は、A4自由様式とする

(4) 提出方法

・持参提出のみとし、角2封筒に提出書類を入れ、表に提案業者名を記載すること

(郵送・メール等での提出は受け付けない)

・封筒に、「京丹波町新庁舎交流ラウンジカフェスペース運営業務提案書等在中」と記載すること

2 選定について

(1) 選定方法

提案書及びヒアリングにより順位付けし、1位の者と契約交渉を行う。交渉が成立しない場合は次の順位の者と交渉を行う

提案書の評価項目は次のとおりとし、合計100点満点で評価する

| 評価項目 | 内容 |
|----------|--|
| 提案者概要・実績 | ・安定して継続的な運営が見込めるか |
| 業務計画 | ・カフェスペースの役割を理解し、利用者にとって魅力的な運営が見込めるか（運営方針、提供メニュー等） ・資金計画の妥当性 ・売上及び運営経費等の収支計画の妥当性 ・施設利用料、納付金（自主運営事業がある場合のみ）の考え方 |

(2) 選定結果

選定結果は郵送にて通知する

なお選定結果の疑義については、一切受け付けない

3 スケジュールについて

(1) 提案書の受付期間

令和8年1月13日（火）～1月30日（金）午後5時まで

(2) ヒアリング

令和8年2月16日（月）9：00～12：00のうち、30分程度

（応募者から提案説明10分、質疑応答20分程度）

※ヒアリング開始時間は30日以降に確定し、電話にて連絡・調整します

(3) 審査結果の通知

令和8年3月上旬【予定】

4 提案書等の提出・問合せ先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

京丹波町総務部財政課

電話番号（直通） 0771-82-3820